

○財務省告示第二百四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年七月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

をした後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第II非価格競

争入札発行」という。）

四 発行方法

五 募入決定の

方法

発

十 十 十 十
三 二 一
の 経 利 発
払 過 行 行
込 利 価
み 子 率 格 日

十 四
初 期 利 子

十 五
後 第 二 期 利 子

十 十 十 十
八 七 六
払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 者 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

の記載又は記録は、最低額面金の
額の整数倍の金額によるものと
する。平成二十八年七月二十八日
平成二十八年七月二十八日
額面金額百円につき百二十四銭
年〇・四パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{130}{365}$$

平成二十八年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times 1$$

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成二十八年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年七月二十八日